

第8章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

松山城跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承することが最も重要な原則であることから、史跡の活用については、史跡の本質的価値を生かした、史跡を体感する場としての活用を基本とし、その中心となる学校教育や生涯学習の場、また、観光資産としての活用を図る。また、松山城跡は、史跡としての価値だけでなく、散策や軽スポーツなどを楽しめる場として広く市民に親しまれるとともに、災害時の指定緊急避難場所に指定されている三之丸地区や、市街地の中心部に広がる都市林として松山市の自然環境の保全にも大きな役割を果たしている松山城山樹叢など、多様な価値を有する松山市のまちづくりの中核的施設であり、松山市を代表する都市公園・歴史公園である。そのため、都市公園・歴史公園として、松山市の歴史的風致の醸成などの史跡の本質的価値の保存やそれを生かした活用を行うとともに、より多くの方々に史跡を身近に感じ親しんでもらうための各種のレクリエーション活動の場所としての活用を図る。さらに、災害時の指定緊急避難場所としての活用等、多面的な活用を図る。

第2節 活用の方法

(1) 本質的価値の把握に向けた調査・研究成果の公開

松山城跡の本質的価値を生かした活用を行うためには、史跡のもつ本質的価値を史跡の保存・活用に関わる関係者や一般市民に的確にわかりやすく伝えることが重要である。そのため、発掘調査や古文書、古絵図などの調査・研究を継続して実施し、その成果を報告書やパンフレット、ホームページ等で公開して周知を図るなど、調査・研究の成果を広く発信し、史跡の本質的価値を生かした活用に繋げていく。

(2) 学校教育・生涯学習との連携による活用

市内の小・中学校では、遠足や校外学習などで松山城跡を訪れ、史跡に関して学習する機会をもっている。今後もこうした活動を継続するとともに、史跡の文化財的価値に関する解説・展示の充実や、松山城跡を活用した授業プログラムの導入など、学校教育と連携して子供たちの学びの場としての活用を図る。

また、図書館や公民館等における生涯学習活動の一環として、文化財課等と連携し、松山城跡に関する歴史講座や史跡めぐり等のイベントを開催するほか、松山城跡をテーマとする講演会やシンポジウム等を開催するなど、市民の生涯学習の場としての活用を図る。

(3) 松山市を代表する観光資産としての活用

松山城跡は、現存12天守の一つである天守をはじめ、21棟の現存建造物が重要文化財に指定されるなど、松山市の貴重な宝であることから、史跡の保護・継承とともに観光資産としての活用を図ることが求められている。現在、有料区域である天守への入場者は年間50万人、ロープウェイ・リフトの利用者は130万人を超えており、松山市を代表する観光資産として、国内外を問わず多くの観光客が訪れている。今後、幅広い世代・地域の方々に史跡を楽しんでいただくため、施設の更新や改善を進めるほか、先述の史跡の文化財的価値に関する解説・展示の充実、見学コースの設定、ボランティアガイドの支

援など、観光資産としての整備・活用を図る。

(4) 松山市を代表する都市公園・歴史公園としての活用

松山城跡は、松山市のまちづくりの中核的施設であり、多様な価値を有する松山市を代表する都市公園・歴史公園である。その大部分は都市公園(城山公園)として開設され、各所に便益施設や休憩施設等の公園施設が整備されている。そのため、松山市の歴史的風致の醸成などの史跡の本質的価値の保存やそれを生かした活用とともに、より多くの方々に史跡をより身近に感じ親しんでもらうための各種のレクリエーション活動の場としてなど、多面的な活用を図る。

特に、三之丸地区は、第一期整備で広大な広場が整備され、軽スポーツやレクリエーション、遠足などに利用されているほか、週末には、様々なイベントが開催されるなど、都市公園として幅広く活用されており、松山市の振興・活性化に大きな役割を果たすとともに、災害時の指定緊急避難場所に指定されている。それらに比べ、史跡を生かした活用は十分とは言い難い面があることから、未整備地区の今後の整備に際しては、災害時の指定緊急避難場所としての機能を確保しつつ、堀や土塁、道路、馬場など、史跡の本質的価値を活用した都市公園・歴史公園としての整備・活用を図る。

また、愛媛県の天然記念物になっている松山城山樹叢については、50万都市の中心部に広がる自然度の高い樹叢であり、松山市の自然環境の保全にも大きな役割を果たしていることから、生物多様性や生態系の保全に留意し、間伐等の樹木管理や土砂の崩壊防備対策等を講じた上で、自然観察を目的としたエリアを設け、遊歩道を整備するなど、生活環境林的な整備・活用を検討する。